

道立北見病院の指定管理制度の導入について

- 1 指定管理者制度とは
地方公共団体が運営する公の施設の管理運営業務を民間事業者等に委任する制度
- 2 制度導入の目的等

区 分	概 要
目 的	○オホーツク圏域における高度・専門医療の提供体制を更に充実するためには、地方センター病院である北見赤十字病院と道立北見病院の一体的運営が最善の手法であり、地域完結型の医療提供体制の構築に向け、指定管理者制度を導入する。
制 度 等	○指定管理者制度（利用料金制） ○指定管理期間 平成30年4月1日～平成40年3月31日 ○北海道立北見病院の管理に関する協定（協定書）締結日 平成30年3月26日（月）
そ の 他	○圏域の医療従事者数の状況を踏まえ、当面、道からの職員派遣を行う。

- 3 管理運営に当たっての北海道の要求水準（主なもの）
指定管理者は、道立北見病院の使命及び設置目的を踏まえ、管理運営の基本方針に沿って、効果的かつ効率的に業務を遂行する。
※現行の道立北見病院の医療提供体制を維持

【基本方針等】

区 分	概 要
基本方針	○道民の健康に資するため、地域住民から信頼される良質で安全な医療を提供する。 ○オホーツク第3次医療圏における循環器・呼吸器の高度専門医療を提供する。
運営方針	○道立北見病院の効用の最大限の発揮に努め、道民の平等な利用の確保に努める。 ○利用者の意見を管理運営に反映させ、道民サービスの向上に努める。
維持管理方針	○施設の適切な維持管理に努める。 ○危機管理を徹底し、道立北見病院利用者の安全確保に努める。

4 その他

(1) 運営体制

道の要求水準に沿って、北見赤十字病院の運営方針の下、医療を提供するものとし、両病院間の協議会の場を制度導入後も継続して設置することにより、運営上の課題や検討事項の協議を行う。

(2) 医療機能

現行の道立北見病院の医療機能を維持するとともに、両病院の医療機能を集積することにより、地域住民への医療提供サービスの充実強化を図る。

※両病院医療スタッフの連携強化のほか、循環器・呼吸器リハビリの開始（H30中に開始予定）、医療機器の共同利用など

【お問い合わせ先】

北海道道立病院局経営改革課 経営推進グループ
〒060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館3階
電 話：011-231-4111 内線：25-873
FAX：011-232-4109